

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の規定に基づき、放課後の児童の健全な育成を図るため、本市が開設する放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、大和市放課後児童クラブ事業条例を制定する目的が「放課後の児童の健全な育成を図るため、本市が開設する児童クラブについて必要な事項を定める」ことにあることを示している。

【解説】

「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10の規定に基づき」とは、この条例を制定する主たる目的が、児童の健全な育成に資するために地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うこと、また、児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めることにあることを示している。

(事業の内容)

第2条 児童クラブ事業は、児童の健全な育成を図る上で適切な場所で行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 生活の指導 集団生活を通じた日常の生活習慣、しつけ等の指導
- (2) 余暇の指導 遊び等を通じた自主性、社会性、創造性等の指導

【趣旨】

本条は、児童クラブ事業を行うべき場所と事業内容について定めたものである。

(対象児童及び入会申請)

第3条 児童クラブに入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、小学校に就学している児童
  - (2) 保護者の就労、疾病その他の理由により、放課後等に家庭において健全な育成を受けられない児童
- 2 児童クラブに入会を希望する児童の保護者は、事前に入会申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

**【趣旨】**

本条は、児童クラブに入会できる児童の範囲を定めたものである。

(入会の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、児童クラブに入会することができない。

- (1) 集団における指導が困難と認められる児童
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が児童クラブの運営上支障があると認める児童

**【趣旨】**

本条は、児童クラブに入会できない児童の範囲を定めたものである。

(休業日)

第5条 児童クラブの休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別な理由があると認めるときは、別に休業日を定めることができる。

**【趣旨】**

本条は、児童クラブの休業日を定めたものである。

(育成時間)

第6条 児童クラブの育成時間は、午後1時から午後7時までとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき教育委員会規則で定める大和市立小学校の休業日（前条に定める児童クラブの休業日を除く。）の育成時間は、午前8時から午後7時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、小学校の授業の終了時刻に応じて育成時間を臨時に変更することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、市長は、特別な理由があると認めるときは、育成時間を変更することができる。

**【趣旨】**

本条は、児童クラブの開所時間を定めたものである。

**【解説】**

＜第1項関係＞

大和市立小学校の休業日における児童クラブの開所時間は、午前8時から午後7時までとなる。

(育成料)

第7条 児童クラブにおける健全な育成に必要な費用（以下「育成料」という。）は、児童1人につき月額10,200円（8月分の育成料にあつては、月額12,200円）とする。

2 入会している児童の保護者は、その月分の育成料を毎月末日までに納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、月の途中で入会し、又は退会した児童のその月分の育成料については、市長が別に定める。

**【趣旨】**

本条は、児童クラブを利用する際の育成料及びその納入の期限を定めている。

**【解説】**

＜第1項関係＞

育成料については、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間は、月額8,300円（8月分は、月額10,300円）とする経過措置を設けている。

＜第3項関係＞

市長が別に定める育成料とは、次のとおりである。

10日以下の在籍： 1か月の育成料の3分の1

11日～20日在籍： 1か月の育成料の3分の2

21日以上在籍： 1か月の育成料の3分の3

(育成料の減免)

第8条 市長は、入会している児童の保護者が育成料を納付できない特別な事情があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

**【趣旨】**

本条は、児童クラブを利用する際の育成料を減免する条件を定めている。

**【解説】**

育成料を減免する条件については、法律や社会情勢の変化に適応するため随時の見直しが求められる。そのため、市長が「特別な事情があると認めるとき」と定めている。育成料が減免される世帯とその減免額は、次のとおりである。

生活保護受給世帯：	育成料の100%
中国残留邦人等支援受給世帯：	育成料の100%
市県民税非課税世帯：	育成料の100%
児童扶養手当受給世帯：	育成料の50%
ひとり親家庭等医療費助成世帯：	育成料の50%

(入会承認の取消し)

第9条 市長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入会の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 育成料を、3月以上にわたり滞納したとき。
- (4) 入会の申請手続等において虚偽又は不正があったとき。

**【趣旨】**

本条は、児童クラブの入会を承認された児童について、後からその入会の承認を取り消すことのできる条件を定めるものである。

(退会の届出)

第10条 児童クラブからの退会を希望する児童の保護者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。

**【趣旨】**

本条は、児童クラブから退会する際に届出をしなければならないことを定めている。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**【趣旨】**

本条は、条例の施行に必要な事項は規則で定めることを示すものである。